



区画整理だより



向洋駅周辺
まちづくり事務所発行
ご意見・ご質問を
お寄せください。
電話 286-3123

第10号 平成14年5月

説明会で出されました主な質問を掲載します。

平成14年4月10日・11日に
向洋駅周辺土地区画整理事業の
事業説明会を開催しました。

審議会は公開されるのですか？

審議会の運営方法や規則などについては第1回目の審議会で話し合っていたいただき、審議委員に決めていただく予定です。

事業計画にご意見のある方は、平成14年5月16日(木)までに広島県知事（〒735-0851広島市中区基町10-52 都市整備室）に住所・氏名を記入した意見書を提出してください。（様式は自由です）

換地先はいつごろわかるのですか？

換地は、換地設計を行い、土地区画整理審議会に諮ったうえで、地権者の皆さんにお示しします。目標では平成15年度末ごろにお示ししたいと考えています。

仮住居は自分で探すのですか？

金銭補償が原則ですが、高齢などの理由で、ご自分で探せない方もいらっしゃると思います。そのような場合には、宅地建物取引業協会にお願いし斡旋などの方策をとりたいと考えています。また、条件があれば町営住宅の入居も可能です。

移転補償金の提示はいつですか？

移転をお願いする前年に建物等の調査をさせていただき、それを基に移転補償金を積算して提示します。

工事は何年間かかり、仮換地先が使えるようになるのはいつごろですか？

裏面移転スケジュール(案)により移転していただきたいと考えています。移転していただいた後、造成工事や道路等の整備工事完了後で使用していただくことになります。また、ライフラインや公共施設の整備工事は1年から2年程度は必要と思われますが、換地設計が行われないと確定できません。